

池田市地域分権事業に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号。以下「条例」という。）第4条に規定する地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）が、条例第5条の規定により提案した事業（以下「事業」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金を交付する場合)

第2条 補助金は、事業を実施しようとする協議会の提案に基づき当該事業実施年度の前年度において市長が編成した予算案が池田市議会の議決を経て成立した場合に限り、当該協議会に対して当該事業実施年度に交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 協議会に対する補助金の額は、前条に規定する予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする協議会は、池田市地域分権事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについては補助金の交付を決定する。

2 市長は、前年度において補助金の運用等が適当でないと認めた事業の申請に対しては、補助金を減額又は不交付とすることができる。

3 市長は、交付を決定したときは、池田市地域分権事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

4 市長は、不交付と決定したときは、池田市地域分権事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(補助金の交付請求)

第6条 前条第3項の通知を受けた協議会は、池田市地域分権事業補助金交付請求書（様式第5号）により市長に請求する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条により請求があったときは、請求のあった日の属する月の翌月末日までに補助金を交付する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた協議会は、事業完了後、池田市地域分権事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金を交付した年度の翌年度の4月末日

のいずれか早い日（その日が池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日に当たるときは、その前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) 収支決算に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の精算）

第9条 協議会は、前条に規定する池田市地域分権事業補助金実績報告書をもって精算するものとする。この場合において、補助金に残額が生じたときは、当該補助金の残額を返納しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
（地域分権安全パトロール事業に係る補助金交付要綱等の廃止）
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 地域分権安全パトロール事業に係る補助金交付要綱
 - (2) 地域分権防災備品配備事業に係る補助金交付要綱
 - (3) 地域分権の地域安全推進に関する事業に係る補助金交付要綱
 - (4) 地域分権コミュニティ紙等発行事業に係る補助金交付要綱
 - (5) 池田市地域分権イベント等補助金交付要綱
 - (6) 池田市地域分権事業補助金交付要綱
 - (7) 緑化及び自然環境の保全並びに公園の管理活用等に係る地域分権事業補助金交付要綱
 - (8) 旧北豊島公民館地域活用事業に係る補助金交付要綱
 - (9) 池田市地域コミュニティ給食宅配事業補助金交付要綱
- 3 この要綱の実施の日前に前項の規定による廃止前の前項各号の要綱の規定に基づきなされた申請、交付その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた交付その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

年 月 日

池田市長 様

住 所

協議会名

会 長 名

印

池田市地域分権事業補助金交付申請書

年度池田市地域分権事業補助金の交付を受けたいので、池田市地域分権事業に係る補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 事業名

2. 申請金額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

池田市長 様

住 所
協議会名

会 長 名

事 業 計 画 書

下記のとおり事業計画書を提出します。

事 業 名	
実 施 時 期	
事 業 内 容	

池 発第 号
年 月 日

様

池田市長

池田市地域分権事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度池田市地域分権事業
補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、池田市地域分権事業
に係る補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1. 事 業 名

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 補助金交付決定額 金 円

4. 減 額 の 理 由

池 発第 号
年 月 日

様

池田市長

池田市地域分権事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度池田市地域分権事業
補助金については、下記の理由により不交付と決定しましたので、池田市地域分
権事業に係る補助金交付要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 不交付の理由

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

池田市長 様

住 所
協議会名

会 長 名

印

池田市地域分権事業補助金交付請求書

年 月 日付け池 発第 号で交付決定通知を受けた池田市地域分権事業補助金の交付を受けたいので、池田市地域分権事業に係る補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 事 業 名

2. 補助金交付請求額 金 円

振込みを希望する金融機関	金融機関名	
	支 店 名	
	口座種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

池田市長 様

住 所
協議会名

会 長 名 印

池田市地域分権事業補助金実績報告書

年度池田市地域分権事業補助金の実績について、池田市地域分権事業に係る補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事 業 名
2. 補助金交付申請額 金 円
3. 補助金交付決定額 金 円
4. 事業実績額 金 円
5. 不 用 額 金 円
6. 添 付 書 類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支報告書
 - (3) 収支報告に係る領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

池田市長 様

住 所

協議会名

会 長 名

事 業 報 告 書

下記のとおり事業を実施しましたので報告します。

事 業 名	
実 施 時 期	
事 業 内 容 及 び 効 果	

※スペースが少ない場合は、別紙を添付してください。